

## 幼稚園で予防すべき伝染病と出席停止について

下記の感染症にかかりますと、他の園児に感染する恐れがありますので、学校保健安全法施行規則により出席停止となります。その間は欠席扱いにはなりませんので、病気が治り登園する場合は、別紙の報告書を提出してください。

	感染症の種類	出席停止の期間
第 1 種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エボラ出血熱・クリミア</li> <li>・コンゴ出血熱・痘そう</li> <li>・南米出血熱・ペスト</li> <li>・マールブルグ病・ラッサ熱</li> <li>・急性灰白髄炎（ポリオ）</li> <li>・ジフテリア</li> <li>・重症急性呼吸器症候群（SARS）</li> <li>・鳥インフルエンザ（H5N1）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治癒するまで</li> </ul>
第 2 種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症</li> <li>・インフルエンザ （鳥インフルエンザ【H5N1】を除く）</li> <li>・百日咳・麻疹（はしか）</li> <li>・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）</li> <li>・風しん（三日はしか）</li> <li>・水痘（水ぼうそう）</li> <li>・咽頭結膜熱（プール熱）</li> <li>・結核、髄膜炎菌性髄膜炎</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで</li> <li>・特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで</li> <li>・解熱した後3日を経過するまで</li> <li>・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで</li> <li>・発疹が消失するまで</li> <li>・すべての発疹が痂皮化するまで</li> <li>・主要症状が消退した後2日を経過するまで</li> <li>・症状により学校医とその他の医師において感染のおそれがないと認めるまで</li> </ul> <p><b>【注意】</b> ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については、症状により医師において感染のおそれがないと認められた時は、この限りではありません。</p>
第 3 種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コレラ・細菌性赤痢</li> <li>・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス</li> <li>・パラチフス・流行性角結膜炎</li> <li>・急性出血性結膜炎</li> <li>・その他の感染症感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎溶連菌感染症（しょうこう熱）など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・症状により学校医とその他の医師において、感染のおそれがないと認められるまで</li> </ul>

## 保護者様

すみれ幼稚園  
園長 丸山典子

ご多忙のところ恐れ入りますが、下記通知書は出席可能になりましたら、ご記入のうえ担任までお渡しく下さい。

すみれ幼稚園長様

コロナウイルス感染症・インフルエンザにおける療養報告書

ぐみ なまえ

診断を受けた医療機関： \_\_\_\_\_

診断日： 20\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

インフルエンザの場合の診断型： A型 B型 不明

※いずれかに○をつけてください

発症日（無症状の場合は検体採取日）※1： 20\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

症状軽快日（無症状の場合は記入不要）※2： 20\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

登園再開日※3： 20\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

※1 発症日とは、一般的には、発熱、咳、咽頭痛、鼻水などの症状が出始めた日。

受診した場合には、医師が発症日を特定する。

※2 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。

※3 登園再開は、発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目とし、翌日から数えて5日を経過し、かつ、症状軽快日を0日目として1日を経過していること。

20\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 保護者氏名